

# 特記仕様書

1. 事業番号 令和3年度 S-3-210 オオヒコダニ1
2. 事業名 分収造林事業（木材生産）
3. 事業場所 高島市朽木古川  
事業地 No.210 古川（大彦谷1）
4. 事業期間 自 契約締結日  
至 令和3年8月27日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業（木材生産）共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 記

1. 施業区域面積 : 8.30 ha
2. 事業内容  
選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込および搬出に必要となる森林作業道開設および架線設置・撤収  
伐採率：30%以上（本数率）  
搬出材積量：762m<sup>3</sup>（C材）  
森林作業道開設延長：2,280m（経過道含む）
3. 森林作業道の路網密度  
事業地内の森林作業道の路網密度はhaあたり200m以内とする。  
ただし、路網密度がhaあたり200mを越し250m以内となる場合は、伐採率が材積率35%以内であることを証明するプロットを作成し、プロット内で伐採前、伐採後の材積を計算し提出すること。
4. 車両の通行について  
事業地までの経路について、集落内を通行するため、作業者の通勤や重機運搬、木材運搬に際しては、安全に配慮するとともに、近隣住民等に不都合のないよう注意すること。  
また、運搬車両のタイヤに付着した泥等により道路を汚すことのないように留意すること。
5. 落石等の防止について  
作業時の落石および土砂の流出については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

6. 既設構造物の取扱いについて

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

7. 搬出木材の取扱いについて

搬出材積について、適切な管理の下で逐次把握し、監督員に報告すること。

やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の5%までは、契約変更の対象としない。5%を超える余剰材がある場合は、別途契約することを検討する。

8. 事業地の境界について

事業地の境界は杭で明示されているのでこれに留意して施業すること。

また、当事業地内には、存地（図面内灰色斜線）があるため、誤って伐採しないように留意すること。

9. 作業道開設について

作業道開設にあたり、公社契約外森林を通行する区間があるため、支障木は伐採前に監督職員の確認を受けることとし、誤って間伐しないように留意すること。

また、伐採後は、支障木と公社事業地の伐採木とを分けて搬出すること。

10. 測量について

伐採および作業道の出来形測量については、土地所有者ごとに数量を整理すること。

11. 事業地内の広葉樹について

事業地内の広葉樹は、地域生態系の保全や将来的な天然更新において重要な役割を果たすものであり、可能な限り保全に努めること。

12. 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

13. 許認可について

当事業地の法規制とその許認可の状況は、下記のとおりである。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	公社で許可手続き中
自然公園	該当なし
砂防指定地	該当なし
文化財	該当なし